

2014年2月25日

お客様各位

マツダオートリース株式会社

## 登録自動車の車検証所有者住所移転及び所有者名義変更に関するお知らせ

弊社は2014年2月17日より本社を移転致しました。

本社移転に伴い登録自動車の車検証備考欄記載の所有者住所及び一部車両の所有者名義について国土交通省と協議のもと、登録識別情報制度を利用しての手続きを取り進めてまいりました。

この度下記の通り車検証上の所有者名義及び所有者住所の車両について、新本社住所への一括移転登録実施することと致しましたのでお知らせ致します。

なお、本変更は登録識別情報制度が採用されている登録自動車を対象で、軽自動車は対象となっておりません。

### 記

新本社住所	広島県広島市中区基町11番10号
-------	------------------

変更実施日	所有者名	所有者住所
2014年2月26日(水)	マツダオートリース株式会社	広島県広島市南区金屋町2番15号
2014年3月4日(火)	株式会社マツダレンタリース	広島県広島市南区金屋町2番15号

この一括変更移転登録申請は、車検証を差し替えることなく、国土交通省への電子申請で実施します。一括変更移転登録申請後の国土交通省のデータファイルは「所有者住所:広島県広島市中区基町11番10号(新住所)」「所有者社名:マツダオートリース株式会社」へ変わりますが、一括移転登録申請日時点では、新たな車検証は発行されません。

今後、継続車検など何らかの事由で新たに車検証が発行される時点で備考欄の所有者情報に「所有者:マツダオートリース株式会社」「所有者住所:広島県広島市中区基町11番10号」と記載されます。

その間、お客様の車両のご使用には何ら差し支えはありませんので、ご理解賜りますようお願い致します。

なお、国土交通省における変更実施日である2014年2月26日は、所有者コードが「74429」及び「15557」の所有者名義「マツダオートリース株式会社」の車両について変更登録、移転登録、一次抹消登録、永久抹消登録、輸出抹消登録、自動車検査証記入の申請が行えません。

また、2014年3月4日は所有者コード「09264」の所有者名義「株式会社マツダレンタリース」の車両について変更登録、移転登録、一次抹消登録、永久抹消登録、輸出抹消登録、自動車検査証記入の申請が行えないのでご注意ください。

本件に関するお問合せは、下記までお願い致します。

マツダオートリース株式会社 企画部 赤木 宏一(TEL 082-511-8710)

敬具